

三重県公報

第七千七百三号

昭和三十年三月八日

火曜日

主要目次

- 一 町村合併計画の勧告
- 一 県道の路線認定
- 一 町村合併計画の勧告
- 一 町村合併計画の勧告
- 一 町村合併計画の勧告

告示

◎三重県告示第七十七号

地方自治法第八条の二第一項の規定に基き、松阪市周辺の町村合併計画を定め、昭和三十年三月三日次のとおり勧告した。
 昭和三十年三月八日

三重県知事 青木理
 町村合併計画について勧告

◎三重県告示第七十八号

地方自治法第八条の二第一項の規定に基き、伊勢市周辺の町村合併計画を定め、昭和三十年三月三日次のとおり勧告した。
 昭和三十年三月八日

三重県知事 青木理

地方自治法第二十条および町村合併促進法第三条の規定によつて定められている地方公共団体の規模の適正化を図るため、別記計画により合併することを適当と認め町村合併計画を定めたので、地方自治法第八条の二第一項の規定に基き勧告する。

関係郡市村名	合併の形式	人口(調査、二頁調)	面積	積方
飯南郡澗代村	編入	一、九二一人	一、五・六	一、五・六
射和村		四、六〇六	一五・二	一五・二
茅匠江村		二、四六〇	一一・一	一一・一
大石村		三、二四三	一一・八	一一・八
松阪市		七九、三二九	一〇九・〇	一〇九・〇

町村合併計画について勧告
 地方自治法第二十条第十項および町村合併促進法第三条の規定によつて定められていた地方公共団体の規模の適正化を図るため、別記計画により合併することを適当と認め町村合併計画を定めたので、地方自治法第八条の二第一項の規定に基づき勧告する。

町村合併計画

関係郡市町村名	合併の形式	人員	面積	積
安会郡沼木村	編入	二、二三七	三三・二	方
伊勢市		九一、三二七	一四四・三	方

◎三重県告示第百七十九号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七條第一項の規定に基づき次の県道の路線を昭和二十九年十二月二十五日をもつて認定した。
 その関係図面は三重県庁道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年三月八日 三重県知事 青木 理

番号	整理	起	終	備考
1	岐阜桑名線	岐阜市	岐皇郡松原町、同郡津島町、同郡海津町、同郡高須町、同郡若原町	重要なる経過地
2	津彦根線	津市	河芸郡河芸町、同郡高須町、同郡高富町	
3	大津上野線	大津市	阿山郡丸柱村	
4	江八幡線	員弁郡員弁町	員弁郡石種村	
5	草津根線	阿山郡根柢町	滋賀県栗太郡草津町、同郡津町	
6	彦根桑名線	桑名市	員弁郡阿下高村、同郡東員村	
7	四日市鈴鹿線	四日市市	鈴鹿市	
8	奈良津線	津市	名賀郡花垣村	
9	上野名張線	上野市	名賀郡古山村	
10	天理上野線	上野市	名賀郡花垣村	
11	四日市蕨野線	四日市市	野町	
12	津関線	津市	河芸郡板本村	
13	名張市飯南線	名張市	一志郡八幡村	
14	字治山五ヶ所線	字治山町	奈良郡宇陀郡御杖村	
15	字治山飯田線	字治山町	多気郡西外城田村	
16	員弁野線	員弁郡員弁町	同郡五ヶ谷村	
17	久居城原線	一志郡久居町	同郡八幡村	
18	鳥羽長島線	鳥羽市	志摩郡磯部村	
19	浜島方線	志摩郡志摩町	同郡吉津町	

20	志摩大津線	志摩郡志摩町	志摩郡大王町
21	桑名停車場線	桑名市	桑名市大桑町
22	津停車場線	津市	津市栄町
23	松阪停車場線	松阪市	松阪市日野町
24	山田停車場線	山田町	山田町

◎三重県告示第百八十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十條第一項の規定に基づき次の県道の路線を昭和二十九年十二月二十五日をもつて廃止した。
 その関係図面は三重県庁道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年三月八日

三重県知事 青木 理

整理番号	起點	終點	重要な經過地
25	津市	桑名郡多度町(岐阜県界)	桑名郡深谷村
26	三重県菟野町	亀山市	鈴鹿郡深伊沢村
27	菟野阿下高線	員弁郡阿下高町	員弁郡治田村
28	四日市八日市線	四日市市	三重郡菟野町 同郡朝上村
29	桑名彦根線	桑名市	員弁郡東員村
30	丸柱上野線	阿山郡丸柱村(滋賀県界)	阿山郡丸柱村
31	八日市桑名線	員弁郡石神村(滋賀県界)	員弁郡三里村
32	柘植草津線	阿山郡柘植町(滋賀県界)	名賀郡花垣村
33	上野月瀬線	上野市	名賀郡花垣村
34	津奈良線	津市	安濃郡美里村 阿山郡阿波村
35	白子四日市港線	鈴鹿市白子町(京都府界)	三重郡桶町 四日市市
36	津大津線	津市	河芸郡坂本村 鈴鹿郡関町
37	上野名張線	上野市	名賀郡古山村
38	御杖名張線	一志郡太郎生村(奈良県界)	名賀郡古山村
39	家城松山線	一志郡家城町(同郡伊勢地村(奈良県界))	一志郡八知村 同郡八幡村
40	久居家城線	一志郡久居町	一志郡高岡村 同郡大井村
41	八幡大石停車場線	一志郡八幡村	一志郡多気村
42	北大社停車場稲部線	北大社停車場	一志郡多気村
43	五ヶ所鳥羽線	度会郡五ヶ所町	度会郡神原村 志摩郡磯部村

通知照会

◎地第三一八号

昭和三十年三月八日

各地方事務所長殿

総務部長

地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について

地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和三十年二月二十八日政令第二十三号)が制定公布され、三月一日から施行された。このたびの改正は、前国会において制定された公取選挙法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百七号)の施行に伴い必要な関係条文の整理を行い、あわせて特別区に関する規定その他必要な事項の改正が行われたものである。次の事項につき御留意の上、その施行につき遺憾のないようにして下さい。

記

一 普通地方公共団体の直接請求、重要な財産又は營造物及び一の普通地方公共団体のみに適用される特別法についての住民の賛否の一般投票に關しては、公職選挙法中の改正規定は、おおむねそのまま、準用する方針の下に条文の整理が行われたものであること(一〇七、一〇九)

44	五ヶ所吉津線	度会郡五ヶ所町	度会郡穂原村
45	吉津長島線	度会郡吉津町	度会郡島津村 北牟婁郡錦町
46	御座和具線	志摩郡志摩町	
47	和具波切線	同郡大王町	
48	鶴方浜島線	志摩郡鶴方町	
49	松阪停車場線	同郡浜島町	
50	宇治山田停車場線	山田停車場	
51	菟野大泉原線	三重郡菟野町	三重郡鶴川原村、同郡保 員弁郡東員村
52	上野丹波市線	上野市	
53	宇治山田五ヶ所線	伊勢市	

- 、一一三、一一五、一一六の二、一一八、一四一の六、一四一の七、一八六、一八七)。なお、左の諸点に留意されたいこと。
- (イ) 公職選挙法の改正規定中第三百三十七条の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)、第四百十条の二(連呼行為の禁止)、第九十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)、第二百一十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項(公職の候補者等の選挙犯罪に対する刑の加重)、の規定は新たに准用されることとされたこと。(一〇九、一四一の七、一八七)。
- (ロ) 公職選挙法第三百二十二条第四項(選挙事務所を表示)、第三百三十九条但書(選挙運動に関する弁当の提供)及び第六百六十五条の二(近接する選挙の場合の演説会等の制限)の改正規定は准用されないものとされたこと。(一〇九、一四一の七、一八七)。
- 二 その他これらの規定の整備に伴い一般投票について改正された事項は、次のとおりであること。
- (イ) 長又は議員の解職の投票について、公職選挙法第六十八条第五号但書(投票用紙に職業、身分、住所、敬称等を記載しても他事記載とならない旨の規定)を准用することとされたこと(一一三、一一六)。
- (ロ) 条例で定める特に重要な財産又は營造物についての投票及び一の普通地方公共団体のみに適用される特別法についての投票に関しては、公職選挙法第二百三十三条(争訟の処理)及び第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定を準用しないものとされたこと(一四一の七、一八七)。

- 三 特別区に関しては次の諸点が改正されたので参考に資せられたい。
- (イ) 所属未定地の特別区の区域への編入に関しては、都知事は、予め関係特別区の同意を得ることとされていたのを改め、都と特別区との特別な関係にかんがみ、予め関係特別区の意見を聴くことをもつて足りるものとされたこと(二〇九、二〇九の二、二〇九の三V)。
- (ロ) 都内の市町村の廃置分合又は境界変更を伴う特別区の境界変更について、従来都内の市町村の区域の全部又は一部の特別区の区域への編入のみが認められていたのを改め、特別区と都内の市町村との間の境界を合理的に調整し得るように特別区の区域の一部を都内の市町村の区域へも編入することもできるようにされたこと(二〇九の三I、II、V)。
- (ハ) 都と特別区との間の財政調整に関しては、都は、予め自治庁長官と協議して、その基準財政収入額が基準財政需要額を超える特別区の当該超過額の納付について必要な措置を講ずることができるものとされたこと(二一〇の七II)。

◎正 誤

二月十四日県公報号外一頁七行目村(町)欄「萩原」は「荻原」、十一頁二行目全面積見込および要指定見込面積欄の「〇、〇五〇五」は各々「〇、〇五〇三」、十四頁六行目台帳面積欄の「〇、六一〇五」は「〇、二二〇五」、十四頁十四行目台帳面積、全面積見込および要指定見込欄の「〇、二二〇六」は各々「〇、二二一六」、十七頁十七行目全面積見込および要指定見込面積欄の「〇、七五〇〇」は「〇、七九〇〇」のいずれも誤りにつき訂正する。

(農林部林務課)